

# 特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

出願人 ブラザー工業株式会社 様 あて名 〒467-8561 日本国愛知県名古屋瑞穂区苗代町15番1号		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
		発送日 (日.月.年) 17.10.2017	
出願人又は代理人 の書類記号 2017-00456		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2017/032445	国際出願日 (日.月.年) 08.09.2017	優先日 (日.月.年) 29.03.2017	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. B65H5/04(2006.01)i, B26D7/01(2006.01)i, B26D7/06(2006.01)i, B26D7/20(2006.01)i, B41J11/06(2006.01)i, B41J13/10(2006.01)i			
出願人 (氏名又は名称) ブラザー工業株式会社			

1. この見解書は次の内容を含む。 <input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎 <input type="checkbox"/> 第II欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 <input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明 <input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥 <input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 2. 今後の手続 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。 この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。 さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。
--

見解書を作成した日 29.09.2017			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号		特許庁審査官 (権限のある職員) 西本 浩司 電話番号 03-3581-1101 内線 3320	3B 6104

## 第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

- 出願時の言語による国際出願  
 出願時の言語から国際調査のための言語である \_\_\_\_\_ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))

2.  この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。

3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

- a.  出願時における国際出願の一部を構成する配列表  
 附属書C/ST.25テキストファイル形式  
 紙形式又はイメージファイル形式
- b.  国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
- c.  国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表  
 附属書C/ST.25テキストファイル形式 (PCT規則13の3.1(a))  
 紙形式又はイメージファイル形式 (PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)

4.  さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	2-11, 13-18	有
	請求項	1, 12	無
進歩性 (I S)	請求項	2-11, 13-18	有
	請求項	1, 12	無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項	1-18	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

文献1：JP 02-177058 A (株式会社日本コンラックス) 1990.07.10,  
 公報第2頁左上欄第15行-同頁右上欄第8行, 同第3頁左上欄第14行-同頁  
 左下欄第17行, 同第4頁右上欄第18行-同頁左下欄第8行, 第1-6図  
 & US 5189661 A, 第1欄第38行-同欄第45行, 第3欄第22行-第4欄第10  
 行, 第5欄第20行-同欄第30行, FIGs. 1-6  
 & EP 376688 A2

文献2：JP 2014-43286 A (セイコーエプソン株式会社) 2014.03.13,  
 (ファミリーなし)

文献3：JP 61-283066 A (キヤノン株式会社) 1986.12.13,  
 (ファミリーなし)

本願の請求項1に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1に対して新規性、進歩性を有しない。

文献1の、特に、公報第2頁左上欄第15行-同頁右上欄第8行, 同第3頁左上欄第14行-同頁左下欄第17行, 同第4頁右上欄第18行-同頁左下欄第8行, 第1-6図等を総合すると、文献1には以下の発明が記載されているものと認める。

「被加工物(光カード5)を加工する(情報を書き込む)加工装置であって、第1面(上面)と、前記第1面(上面)とは反対側の第2面(下面)と、を有し、前記第1面(上面)で前記被加工物(光カード5)を保持する保持部材(テーブル4)と、前記保持部材(テーブル4)が搬送される搬送経路において、前記保持部材(テーブル4)を第1方向(テーブル4の搬送方向)に搬送する搬送機構(ベルト31、駆動軸33及びピンチローラ34)と、前記被加工物(光カード5)を加工する(情報を書き込む)加工部(光ヘッド8)と、前記加工部(光ヘッド8)を、前記第1方向と直交する第2方向(テーブル4の搬送方向に対し直角方向)に移動(走行)させる移動機構(ウォームギヤ10)と、前記搬送経路を挟んで前記加工部(光ヘッド8)とは反対側に設けられ、前記第1方向(テーブル4の搬送方向)に延びるガイド部材(ガイド軸23)と、前記第2面(下面)に設けられ、前記保持部材(テーブル4)が前記搬送経路において搬送されるときに、前記ガイド部材(ガイド軸23)に対し前記

〈補充欄に続く〉

## 補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

## 第 V 欄の続き

第 1 方向（テーブル 4 の搬送方向）に摺動可能に当接（圧接）する摺動部（軸受部材 21, 22）と、前記摺動部（軸受部材 21, 22）が前記ガイド部材（ガイド軸 23）に当接（圧接）する方向に向かうように前記保持部材（テーブル 4）を押圧する押圧部（板バネ 26, 27）と、を備える、加工装置。」

本願の請求項 12 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 に対して新規性、進歩性を有しない。

文献 1 の、特に、第 1 図及び第 5 図を参酌すると、文献 1 には、上記文献 1 に記載の発明に加え、更に次の記載があるものと認める。

「ガイド部材（ガイド軸 23）は、第 1 方向（テーブル 4 の搬送方向）に直交する断面が丸形状である丸棒である加工装置。」

本願の請求項 2-11 及び 13-18 に係る発明は、国際調査報告で引用された各文献に対して新規性、進歩性を有する。

請求項 2-11 及び 13-18 に係る発明は、それぞれ、本願の明細書段落 [0048]-[0062] 及び [0065], [0066] に記載された効果を奏するものである。この点については、上記各文献には、記載も示唆もされておらず、出願時の技術常識を考慮しても、当業者といえども容易に想到し得ないものである。